

下野市立石橋中学校 学校運営協議会運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、下野市学校運営協議会運営マニュアルに基づき、下野市教育委員会が委嘱する下野市立石橋中学校（以下「学校」という）協議会委員（以下「委員」という）の運営上必要な事項について定めるものとする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称を「下野市立石橋中学校学校運営協議会」（以下「協議会」）とする。

(協議会設置の目的)

第3条 協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画等を進めることにより、学校との双方向の信頼関係を深め、地域・家庭及び学校が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを目指すものとする。

(役割)

第4条 協議会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること
- (4) その他設置学校の校長が必要と認める事項に関すること

(委員)

第5条 校長の推薦により下野市教育委員会から任命を受けた委員で組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員の人数は、10名以内とする。

(役員)

第7条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議を招集し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会長は、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為

(運営についての意見)

第10条 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(運営への参画等)

第11条 協議会は、毎年度1回以上、学校の運営について地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(運営に関する評価と情報発信)

第12条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報発信に努めなければならない。

(指導及び助言)

第13条 協議会は、必要に応じ、教育委員会の指示及び指導・助言を受ける。

(委員の解任)

第14条 委員から申出があったときのほか、次の各号の一に該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条の守秘義務等に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

(庶務)

第15条 庶務は、学校に置く。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。